

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和8年1月8日

住所 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル

氏名 東京製鐵株式会社

代表取締役 奈良 暢明

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

北九州市長 武内和久



許可の年月日	令和8年1月8日 設置許可	許可番号	43
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（選別、焼却施設） 廃乾電池		
設置場所	北九州市若松区南二島三丁目495番23、495番56		
処理能力	72.6 t/日（24時間）		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置（変更）にあつては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		